

地域維持業務（小修繕工事及び除雪等業務委託）の評価制度の導入について

地域の道路・河川等の緊急的な修繕工事、冬季の除雪及び災害時の初期対応などの業務は、地域の安心・安全を確保する上で重要です。

こうした地域維持業務を担っていただく優良な企業が、適切に評価される仕組みを導入し、安定して地域に貢献できる環境を確保します。

内 容

1 小修繕・除雪等について適切な評価を実施

(1) 小修繕工事等成績評定要領の策定

地域維持業務（小修繕工事及び除雪等業務委託）について成績評定要領を策定し、成績評定を実施する。

2 地域の安心・安全を担う企業を評価

(1) 成績結果を格付に反映

工事種別の等級区分基準（いわゆる格付）の工事成績に関する主観点について、小修繕工事等についても平均点算出の対象とする。

(2) 成績優秀者へ土木事務所長表彰を授与

成績が特に優秀な者（評定点80点以上）へ表彰を授与する。

3 総合評価競争入札での加点

(1) 土木事務所長表彰を加点対象とする総合評価の実施

総合評価競争入札において、新たに創設する地域維持業務（小修繕工事又は除雪等業務委託）を対象とする表彰制度の受賞者に加算点を付与する。

（平成25年7月1日に入札公告するものから適用）